

2023年日本政府年次報告

「人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約（第142号）」 （2018年 6 月 1 日～2023年 5 月31日）

1. 質問（a）について

前回までの報告中、
「雇用対策法（1966年法律第132号）
雇用対策法施行令（1966年政令第262号）
雇用対策法施行規則（1966年労働省令第23号）」
を
「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（1966年法律第132号）
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令（1966年政令第262号）
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（1966年労働省令第23号）」
に改める。

〔第 2 条〕

前回までの報告中、（2）を以下のとおり改める。

（2）③中「また、2008年末からの世界的な金融危機に伴い、非正規労働者等の失業者の増加に対応するため、臨時的な「緊急人材育成支援事業」により求職者の職業訓練の受講機会を大幅に拡充し、2011年に成立した職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（求職者支援法）により、非正規雇用労働者や長期失業者などの雇用保険を受給できない求職者の職業及び生活の安定に資することを目的として、彼らに対して、職業訓練の実施、その職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講じている。」の下に「コロナ禍においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職・休業を余儀なくされた方や、シフトが減少した方などが、利用しやすい制度とするため、訓練基準の緩和や訓練対象者の拡大、職業訓練受講給付金の支給要件緩和の特例措置を段階的に2021年 2 月から2023年 3 月31日に講じた。」を追加する。

〔第 5 条〕

前回までの報告中、
「職業指導に関する政策及び計画の策定及びその実施に係る重点事項については、労使団体の代表を含めた中央職業安定審議会に諮ることとなっている（職業安定法第12条第1項及び第6項）。
また、」

を削除する。

〔第1条〕、〔第3条〕及び〔第4条〕
前回までの報告に追記すべき事項はない。

2. 質問（b）について

（1）2019年条約勧告適用専門家委員会のダイレクトリクエストについて

（i）職業指導及び職業訓練の実施について

○ 職業指導について

全国に置かれている公共職業安定所において、職業指導及び職業紹介の業務を行っている。公共職業安定所には、職業指導官等の専門官が配置され、求職者に対し、職業知識の授与、就職の斡旋及び就職後の指導を一連の過程として、求職者の態様に応じた専門的な職業指導及び職業紹介を実施している。

なお、職業指導の影響について、性・年齢別に集計した提供できる統計情報は無い。

○ 職業訓練について

離職者向け公共職業訓練においては、主に雇用保険受給者を対象としており、離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得することを目的としている。営業・販売・事務、IT、介護・医療・福祉等のコースが利用可能である。2021年度に離職者向け公共職業訓練の受講を開始した者の数は、91,085人となっている。また、2021年度における就職率（訓練修了者数に占める、訓練修了後3か月以内に就職した者の割合）は、施設内訓練で86.1%、委託訓練で73.0%となっている。

なお、離職者向けの公共職業訓練においては、2021年度の受講を開始した91,085人について、年齢別では、20歳未満が1,241人（1.4%）、20～24歳が7,727人（8.5%）、25～29歳が11,945人（13.1%）、30～34歳が10,729人（11.8%）、35～39歳が10,949人（12.0%）、40～44歳が11,240人（12.3%）、45～49歳が12,167人（13.4%）、50～54歳が10,519人（11.5%）、55～59歳が6,968人（7.6%）、60～64歳が6,039人（6.6%）、65歳以上が1,561人（1.7%）であり、男女別では、男性34,351人（37.7%）、女性56,734人（62.3%）となっている。

（ii）求職者支援制度について

求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者を対象に、職業訓練によるスキルアップを通じて早期の就職を目指す制度である。具体的な取組としては以下がある。

①無料の職業訓練（求職者支援訓練）

②一定の支給要件（※）を満たす場合、職業訓練の受講を容易にするため

の給付金（職業訓練受講給付金）の支給

（※）本人収入要件、世帯収入要件、資産要件等がある。

③ハローワークを中心とするきめ細やかな就職支援

①の求職者支援訓練としては、社会人としての基礎的能力や短時間で習得できる技能などを付与する基礎コース及び職務遂行に必要な実践的な能力などを付与する実践コース（IT・営業・販売・事務、介護福祉、デザイン等のコースを設定）がある。

これらの取組に関する2021年度の実績は、以下のとおりである。

① 求職者支援訓練の受講者数 約2.8万人

② 職業訓練受講給付金の受給者数 約1.3万人

③ 求職者支援訓練における就職率 基礎コース 53.9%
実践コース 60.0%

（iii）ジョブ・カード制度及びその他の職業指導措置について

ジョブ・カード制度は、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、ジョブ・カードを「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用する制度である。

職業能力開発促進法（1969年法律第64号）においては、国がジョブ・カードの様式を定め、その普及・促進に努めるよう規定されている。また、利便性の向上を図るため、2022年10月にはマイジョブ・カードを開設し、オンラインでジョブ・カードを作成・保存・更新できる機能の提供を開始した。

こうした取組の結果、ジョブ・カードの活用が進んでいる。

参考情報として、公共職業安定所を通して提供される職業指導の結果に関する情報として公共職業安定所における求人、求職、就職の状況を取りまとめた職業安定業務統計を別添1のとおり提出する。

（iv）特定のグループ、特に女性、若年者及び長期失業者に対する職業教育、職業指導及び生涯学習へのアクセスを促進するための措置について
○女性を対象とした措置

マザーズハローワーク等では、子育てをしながら就職を希望している方に対して、子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制による職業相談、地方公共団体等との連携による子育て情報の提供などを実施した。

また、マザーズハローワーク等では、職業訓練そのものは提供されないが、職業相談の過程で、各種職業訓練の情報提供等を行っている。

マザーズハローワーク等の行う就労支援策が女性の永続的雇用に与えた影響について詳細な統計資料は存在しないが、2021年度は約56,000人の子育て女性等の就職を実現した。

なお、生涯学習への女性の参加促進については、大学や専門学校等における学び直しの推進や放送大学における学習環境の整備、独立行政法人国立女性教育会館における研修・研究による女性教育の振興等、多様化する学習ニーズに対応した学習機会の充実に向けて取組を推進している。

また、育児等を理由とする離職後の再就職に向けた能力開発を支援するため、託児サービス付き訓練や短時間訓練等を推進している。

○若年者及び長期失業者に対する措置

雇用保険の受給できる若者及び長期失業者等に対しては、公共職業訓練が提供されている。

また、雇用保険の受給できない、若者及び長期失業者等に対しては、前述の求職者支援制度により、様々な求職者支援訓練が提供されている。

さらに、新卒者等の就職支援の拠点である「新卒応援ハローワーク」等では、就職支援ナビゲーターの担当者制によるキャリア設計に関わる相談や、具体的な就職活動に係る指導などのきめ細かな支援を実施するとともに、大学等と連携した出張相談等に取り組んでおり、2021年度は163,165人の正社員就職を実現した。

また、フリーター等の支援拠点である「わかものハローワーク」等では、早期に安定した就労へ移行できるよう、担当者制による個別相談や、正社員就職に向けたセミナー、職業訓練への誘導等の各種支援、就職後の定着支援等を実施するなど、正社員就職促進に向けた一貫した支援に取り組んでおり、2021年度は108,235人の正社員就職を実現した。加えて、就職氷河期世代（現在概ね30歳代中盤～50歳代中盤）についても、ハローワークにおいて同様の支援に取り組んでおり、2021年度は112,543件の正社員就職を実現した。

なおこれら若年者及び長期失業者に対する措置が永続的雇用に与える影響について、年齢、性別、その他細分化されたデータを含む統計資料は存在しない。

（Ⅴ）職業能力開発基本計画について

職業能力開発促進法（1969年法律第64号）に定める「職業能力開発基本計画」は、国等の行う職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発及び向上の促進のための施策を全体として整合的かつ効率的に実施するとともに、事業主等の行う職業能力の開発及び向上の促進の措置の実施上の指針を示す観点から、厚生労働大臣が、公労使同数で組織される労働政策審議会の意見を聴いた上で、産業経済や労働経済をはじめ、技能労働力等の労働力の需給状況、労働者の労働条件等を十分考慮の上、職業能力開発の実施目標及び講じようとする施策の基本的事項を定めるものである。

国等の行う職業訓練等は本計画に沿って行われる。また、本計画に基づいて、国は都道府県及び事業主団体等に勧告等を行うことができるほか、都道

府県はその区域内において行われる職業能力開発に関する基本となるべき計画を、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で策定するよう努めることとしている。

2016年4月に策定された「第10次職業能力開発基本計画」については、2020年3月でその計画期間を終え、2021年4月に新たに「第11次職業能力開発基本計画」を、公労使同数で組織される労働政策審議会人材開発分科会における審議の上、策定した。同計画においては、新型コロナウイルス感染症の影響によるデジタル技術の社会実装の進展や労働市場の不確実性の高まり、人生100年時代の到来による労働者の職業人生の長期化など、労働者を取り巻く環境が大きく変化していくことが予想される中で、企業における人材育成を支援するとともに、労働者の主体的なキャリア形成を支援する人材育成戦略として計画を位置付け、職業能力開発施策の方向性を定めている。

(vi) 職業指導及び職業訓練の政策及び計画に関する労使との協議について
職業指導及び職業訓練の政策及び計画の策定及び実施等を含む労働政策の重要事項等は、公労使三者構成が確保された労働政策審議会の枠組み（職業安定分科会、人材開発分科会等の分野別の調査審議等を行う下部会議も有する。）による諮問・答申等の手続を経て行われる体制となっている。

「職業能力開発基本計画」については、(v)に記載のとおり。

3. 質問(c)について

前回までの報告に追記すべき事項はない。

4. 質問(d)について

本報告の写しを送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

(使用者団体) 一般社団法人 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

5. 質問(e)について

関係する労働者団体及び使用者団体から意見は受け取っていない。

職業安定業務統計
Report on Employment Service
一般職業紹介状況
(令和元年～4年)

別添1

Employment referrals for general workers
(2019～2022)

年 月 Date	一 般 ¹⁾ Total number									
	新規求人数	新規求職 申込件数	月間有効 求 人 数	月間有効 求職者数	就職件数	新規求人 倍 率	有効求人 倍 率	就 職 率	充 足 率	
	New job openings	New applications	Monthly active job openings	Monthly active applications	Persons who found employment	New job openings-to- applicants ratio A/B	Active job openings-to- applicants ratio C/D	Ratio of persons who found employment E/B×100	Sufficiency ratio E/A×100	
	A	B	C	D	E	A/B	C/D	E/B×100	E/A×100	
	persons 人	cases 件	persons 人	persons 人	cases 件	times 倍	times 倍	%	%	
令和元年 計 Total 2019	958,768	395,998	2,736,585	1,710,001	126,887	2.42	1.60	32.0	13.2	
2 2020	750,892	384,824	2,161,164	1,827,928	103,156	1.95	1.18	26.8	13.7	
3 2021	781,600	386,605	2,195,949	1,948,739	104,936	2.02	1.13	27.1	13.4	
4 2022	866,402	382,653	2,474,041	1,935,780	101,432	2.26	1.28	26.5	11.7	
令和3年 2021										
1月 Jan.	786,404	392,255	2,112,352	1,840,958	81,808	2.00	1.15	20.9	10.4	
2 Feb.	766,349	397,068	2,170,424	1,888,878	104,087	1.93	1.15	26.2	13.6	
3 Mar.	828,752	454,752	2,243,807	1,994,724	153,588	1.82	1.12	33.8	18.5	
4 Apr.	756,046	536,969	2,166,594	2,090,998	123,226	1.41	1.04	22.9	16.3	
5 May	686,225	353,836	2,097,799	2,047,357	104,066	1.94	1.02	29.4	15.2	
6 June	796,732	373,316	2,119,340	1,996,420	111,918	2.13	1.06	30.0	14.0	
7 July	757,908	358,703	2,121,072	1,915,744	96,950	2.11	1.11	27.0	12.8	
8 Aug.	728,744	353,719	2,157,779	1,918,434	88,480	2.06	1.12	25.0	12.1	
9 Sept.	808,144	368,414	2,201,520	1,928,503	101,162	2.19	1.14	27.5	12.5	
10 Oct.	857,490	386,667	2,278,366	1,956,339	102,364	2.22	1.16	26.5	11.9	
11 Nov.	796,026	353,685	2,334,919	1,939,757	100,592	2.25	1.20	28.4	12.6	
12 Dec.	810,380	309,878	2,347,415	1,866,757	90,989	2.62	1.26	29.4	11.2	
令和4年 2022										
1月 Jan.	901,584	415,921	2,407,171	1,891,776	83,192	2.17	1.27	20.0	9.2	
2 Feb.	838,870	381,667	2,452,617	1,920,304	100,667	2.20	1.28	26.4	12.0	
3 Mar.	891,115	437,691	2,506,771	1,998,683	139,658	2.04	1.25	31.9	15.7	
4 Apr.	848,713	517,730	2,422,422	2,070,382	113,198	1.64	1.17	21.9	13.3	
5 May	804,101	408,168	2,402,440	2,081,957	106,320	1.97	1.15	26.0	13.2	
6 June	892,186	385,556	2,439,105	2,041,455	111,474	2.31	1.19	28.9	12.5	
7 July	854,639	340,818	2,435,548	1,938,286	94,684	2.51	1.26	27.8	11.1	
8 Aug.	838,699	358,331	2,474,284	1,913,161	90,409	2.34	1.29	25.2	10.8	
9 Sept.	887,538	362,248	2,501,340	1,896,149	99,274	2.45	1.32	27.4	11.2	
10 Oct.	924,946	362,413	2,545,521	1,891,102	99,030	2.55	1.35	27.3	10.7	
11 Nov.	865,294	331,099	2,567,252	1,840,339	94,972	2.61	1.39	28.7	11.0	
12 Dec.	849,133	290,197	2,534,023	1,745,771	84,304	2.93	1.45	29.1	9.9	

資料：厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

Source：Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare “Report on employment service”.

- 注：1) 新規学卒者を除きパートタイムを含む。
2) 上記の数値は原数値である。
3) 年の数値は月平均である。

- Notes：1) Excluding new school graduates and including part-time workers.
2) The above figures are the original figures.
3) The figures for each year are monthly averages.